

第6号様式

随意契約について

| | |
|-------|----------|
| 公表年月日 | 令和8年6月1日 |
| 担当課 | 健康推進課 |

| | |
|----------|--|
| 契約業者名・住所 | 株式会社日産フィナンシャルサービス 千葉県千葉市美浜区中瀬2丁目6番地1 |
| 工事等の名称 | 普通乗用自動車賃貸借契約（長期継続契約）（再リース） |
| 工事等の場所 | 松戸市竹ヶ花74番地の3 松戸市中央保健福祉センター |
| 種別 | 自動車賃貸借料 |
| 工事等期間 | 令和8年6月1日から令和10年3月31日まで |
| 契約金額 | 月額 44,900円(税抜) |
| 工事等の概要 | 普通乗用自動車の賃貸借 |
| 随意契約の理由 | <p>本事業における普通乗用自動車は、導入が7年経過するものの、車両状態は良好であり、また、公用車の管理・運行に関する基準で定める公用車を廃車する目安の経過年数（10年）若しくは走行距離（10万km）をともに下回るため、安全面及び環境面を勘案しても、今後の運行は十分に可能であると判断されます。</p> <p>以上の理由から、引き続き同車両の使用するため、随意契約とする。</p> |